

黒石市教育支援に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第4号

黒石市教育支援に関する規則の一部を改正する規則

黒石市教育支援に関する規則（平成24年黒石市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「児童生徒」を「児童生徒等」に改める。

第3条第1項第2号中「及び特別支援学級の教諭」を削る。

第5条第2項中「教諭」を「教員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の黒石市教育支援に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。